

信頼の構築に向けて： モルディブ刑務所における不適正処遇や腐敗についての考察

イブラヒム・ナシッド*

1 はじめに

2003年、モルディブ刑務所は、悲劇的な死に直面しました。亡くなったハッサン・エヴァン・ナシーム氏は16歳で、薬物に関する罪で拘禁されていました。軍の将校らによる拷問が原因となったエヴァン・ナシーム氏の死は、人々の間に激しい怒りを呼び起こし、この事件に刺激されて生じた一連の出来事が最終的にモルディブ刑務所の変革を実現させました。ナシーム氏の死をきっかけに、マーフシ刑務所内で被収容者たちが当局を問いただす抗議行動が起こり、こうした行動が首都マレにも波及し、刑事制度内での不適正処遇について以前から懸念を抱いていた一般市民が大規模な抗議行動に出ました。民主的な改革を求める当初の要求は、より人道的な刑務所へ、また、残虐行為ではなく更生を中心に据えた制度への要求を含むものに広がりました。こうした一般市民の強い声により、モルディブの矯正施設は批判的な再評価を受けることとなり、国として拘禁が不適正処遇の温床ではなく更生の機会となるような未来に向けて動き出すことになりました。

モルディブ矯正局は、刑務所・仮釈放法（2013年法律第14号）¹に基づき2013年に設置されたモルディブ全土の刑務所の管理と運営を担うモルディブ政府の主要機関です。モルディブ矯正局は、未決の者と有罪判決を受けた者をいずれも収容しており、被収容者に法的義務を果たさせ、釈放後に法を守る市民となる可塑性を最大限に発揮させることができるよう、裁判所が下した刑を執行するための手続の確立に積極的に取り組んでいます。具体的には、犯罪者の更生と社会復帰を促進するために必要な有用なスキルを被収容者に身に付けさせる4段階の更生プログラムを通じて、矯正に向けた多面的なアプローチに優先的に取り組んでいます。モルディブ矯正局では現在1,292人の犯罪者を収容しています。

モルディブ矯正局は、継続的改善の重要性を認識し、絶え間ない被収容者に対する不適正処遇や腐敗の通報に対処することにより、より人道的で効果的な刑務所環境を実現するための取組を積極的に行ってきました。本稿では、モルディブの矯正施設における被収容者に対する不適正処遇や腐敗の現状を考察します。また、そうした不適正処遇を

* モルディブ矯正局運営管理本部刑務所長

¹ 刑務所・仮釈放法（2013年法律第14号）

防止するための既存の法的枠組みと実践を分析し、その上で刑務所の効果を妨げている主要な課題とそうした課題の根本原因を特定します。最後に、モルディブ矯正局における被収容者に対する不適正処遇や腐敗の低減に向けた一連の解決策を提示します。

2 被収容者に対する不適正処遇や腐敗の現状

モルディブ人権委員会の報告には、被収容者に対する不適正処遇が増加中であるという懸念すべき傾向が見られます。2019年にモルディブ人権委員会は43件の事例を記録しましたが、この数字は2023年には114件にまで跳ね上がり、2倍以上の増加となっています²。同様に懸念されるのが、モルディブ矯正局に通報が寄せられた拷問の事例です。拷問事例も過去5年で急増しており、2019年に17件だったものが2023年には39件に上っています。これほど多く発生していながら、モルディブ人権委員会の報告から訴追に至った事案はそのうち3件のみで、その3件には計7人の刑務官が関与していました。さらに、モルディブ矯正局の内部記録から、当組織に対し過去5年間に5件の被収容者に対する不適正処遇の申立てがあったことが判明しています。そのうち3件について事実認定がなされ、モルディブ矯正局は提起された問題に対処するために必要な措置を講じることになりました。

刑務所における腐敗に関する調査の結果、刑務官による違法物質の刑務所敷地内への不正持ち込みが、記録された腐敗行為の種別として一番多かったことが判明しました。過去5年間だけでも、そうした不正物品の持ち込みの事例は7件記録されており、関与した刑務官には懲戒処分が課され、中には解雇された者もいました。また、調査により、2件の被収容者拷問事例が明らかになり、該当の刑務官には懲戒処分が課されました。

3 被収容者に対する不適正処遇や腐敗を防止するための現在の法的枠組み

モルディブでは、被収容者の権利を守り、矯正施設内での不適正処遇や腐敗を防止するための堅固な法的枠組みが整っています。この枠組みは、主として以下の要素を土台としています。

(1) モルディブ憲法

被収容者の権利の保障及び人道的な処遇のための礎となっているのはモルディブ憲法です³。憲法では、矯正施設内に拘禁されている人々も含めたすべての人の基本的権利が尊重されています。特に、第54条では、拷問、残虐、非人道的・屈辱的処遇又は刑罰の禁止が明記されています。この重要な規定がモルディブの矯正施設において被収容者を不適正処遇から守る上で重要な役割を果たしています。

² 2023年HRCM NPM年次報告書

³ モルディブ共和国憲法（2008年）第54条

(2) 関連法

憲法に定められた基本原則に加えて、法律の中には被収容者の保護が付加的に定められているものもあります。主な法律は以下のとおりです。

ア 刑法

モルディブの刑法には、被収容者に対する不適正処遇・悪意ある処遇を犯罪とする規定があります。暴行、ハラスメント又はネグレクトなどの職務違反行為は、この法律に基づいて訴追されることがあります⁴。

イ 刑務所・仮釈放法

モルディブの矯正施設の運営・管理について定める法律です。医療へのアクセス、法律扶助及び人道的な条件での収容を含む被収容者の権利を定めています⁵。

ウ 腐敗防止関連法

これらの法律は、被収容者に対する不適正処遇に直接重点を置いているわけではないものの、刑務所内の腐敗行為の防止において重要な役割を担っています。賄賂、横領及び権力濫用など搾取や不適正処遇が蔓延する環境を生みかねない行為を対象としています⁶。

エ 拷問禁止法

拷問禁止法は、あらゆる形の拷問を明示的に禁止し犯罪とするもので、被収容者に対する不適正処遇を防止するための極めて重要な手段となっています⁷。同法において、拷問とは、情報の引出し、処罰、脅迫又は差別の目的で個人に身体的・精神的な重い苦痛を与える行為と定義されています。重要な点は、同法において、拷問は人権及び人間の尊厳を根本から侵害するものであると強調され、被収容者を含めて拘禁状態にあるすべての人があらゆる形の拷問・不適正処遇から保護されると定められていることです。

(3) 矯正施設の責務

モルディブの矯正施設は、憲法及び関連法で保障されている被収容者の権利を保護しなければなりません。被収容者にとって安心して安全な環境を提供し、被収容者の身体的・心理的な福祉が守られるようにしなければなりません。職員は、施設内での不適正処遇や腐敗を防止するための職務基準・行動規範に従うことが求められます。モルディブの矯正施設は、モルディブ憲法、刑法、刑務所・仮釈放法及びその他の関連法を遵守することにより、被収容者の権利を保障し、不適正処遇を防止し、腐敗の撲滅に努める義務を負っています。矯正施設における更生的風土を醸成し、拘禁下のすべての人の尊厳が守られるようにするためには、こうした法律の規定を実効性のある形で執行し監督することが重要です。

⁴ モルディブ刑法（2014年法律第9号）

⁵ 刑務所・仮釈放法第68条及び第69条（2013年法律第14号）

⁶ 腐敗防止・禁止法（2000年法律第2号）

⁷ 拷問禁止法（2013年法律第13号）

4 被収容者に対する不適正処遇や腐敗の根本原因と課題

(1) 職員向け研修プログラム

安全で人道的な矯正施設の環境を整備するため、職員を対象に倫理的な行動に関する研修を実施しています。こうした研修では、人権規則に関する深い理解と不適正処遇を防止するためのスキルを職員に身に付けさせます。こうした研修により、倫理的行動を継続的に強化することによって、施設内に他者尊重と専門職倫理の文化が醸成されることが期待できます。被収容者にとってより安全な環境というだけでなく、矯正施設職員にとってより良い労働環境を育むことにもつながります。

(2) 監督制度

矯正施設内の不適正処遇の防止・対処のため、現在いくつかの措置が講じられています。モルディブ人権委員会⁸、矯正局監査官⁹、国家信頼委員会¹⁰などの独立機関による監査により、被収容者の処遇・状況の評価と監督が定期的に行われています。また、違反行為を抑止するため、主要区域での監視システムの設置を進めています。さらに、職員が報復を恐れることなく不適正処遇や腐敗の事例を通報（内部告発）できるよう、秘密が守られる通報窓口も設置しました。

(3) 全国予防制度

拷問等禁止条約選択議定書（OPCAT）に基づくモルディブ人権委員会の義務を履行するために、モルディブ人権委員会の下に全国予防制度が設置されました¹¹。この独立機関は、拘禁施設の定期的な監査を実施し、被収容者の状況・処遇及び国際人権規則の遵守状況の評価を行います。そうした訪問・分析に基づく全国予防制度の勧告が、モルディブ刑務所における拷問・不適正処遇からの保護を強化するための政府との建設的対話の指針となります。

(4) 通報手続

矯正施設内に公式の通報制度が整備されました。この制度では、不適正処遇や腐敗の事例について被収容者は直接指定された職員や矯正局監査官、モルディブ人権委員会、国家信頼委員会などの関連機関に通報することができます。

通報された事例に関する調査の明確な手続も実施されています。これらの手続は、証拠の文書化、徹底した聞き取り調査の実施及び職業倫理基準に基づく適切な懲戒処分に重点を置いています。専任の懲戒委員会¹²がそうした調査を監督し、違反行為が確認された場合に適切な処分がなされるようにする役割を担います。

⁸ 人権委員会法（2006年法律第6号）

⁹ 刑務所・仮釈放法第9条（2013年法律第14号）

¹⁰ 国家機関信頼性委員会法（2015年法律第27号）

¹¹ OPCAT第4条

¹² 刑務所・仮釈放法第45条（2013年法律第14号）

5 被収容者と刑務官の心理学及び不適正処遇の起こりやすさ

矯正施設における刑務官と被収容者の関係は、権力関係による様々な力学が複雑に働いて形成されます。不適正処遇を減らし、より人道的な刑務所を実現していくためには、こうした力学の心理的背景を理解することが極めて重要です。刑務所内の心理学に関する画期的な研究であるジンバルド教授のスタンフォード監獄実験は、割り当てられた役割に人を変貌させる力があることを想起させるものでした¹³。模擬監獄という環境の中で、大学生に刑務官役と被収容者役を無作為に割り当てて実験を行ったところ、大学生の行動に劇的な変化が見られたといます。刑務官役の大学生は、権威主義、さらには権力濫用にまで傾く危険な傾向を見せたのです。このことは、割り当てられた役割が人の行動に及ぼす深刻な影響を浮き彫りにし、一見普通に見える人でも権力に抑制がかからないことの危険な魅力に惑わされることがあり得ることを示しています。

また、スタンフォード監獄実験は刑務所という状況下での権力関係に内在する危険を改めて実感させる実験でもありました。この実験により、刑務官と被収容者の間の歴然とした不均衡な権力関係から生じ得る刑務所の環境が、敵対関係や非人間化を助長する危険な可能性についても明らかになりました。こうした力学は、刑務官の残虐性や確立された権力構造に異議を唱えようとしない人々の間に生まれる「傍観者の無関心」といった様々な形で表れてきます。効果的な刑務所改革戦略を実行するためには、こうした心理学的な現実を認識することが極めて重要です。権力に抑制がかからない状況下でいかに容易に不適正処遇が起こり得るかを認めることにより、刑務所において刑務官の行動に関する協力的な監督制度と明確な指針の整備に優先的に取り組むことが可能になります。さらに、矯正施設内に見て見ぬふりをしない文化を醸成することが「傍観者の無関心」を減らし、違反行為の事例に対して刑務官が行動を起こすよう促すことにつながると考えられます。

6 被収容者と刑務官の心理学及び不適正処遇の起こりやすさ

モルディブ矯正局は、矯正施設内での被収容者に対する不適正処遇や腐敗の撲滅に向けた取組において重大な課題に直面しています。法的枠組みは存在するものの、その実効性を担保することが依然として大きな課題となっています。

(1) 強力な内部監査の欠如と過剰収容

内部での監査制度を整えるための能力が限られていることが主な障害となっています。資源の限界により、モルディブの地理的に分散された各地の刑務所で定期的な全面的監査を実施することが困難になっています。潜在的な課題を特定して対処するための内部制度が十分でないと、不適正処遇、ネグレクト及び衛生状態悪化の危険性が格段に上がります。さらに、モルディブの刑務所において慢性的な課題となっている

¹³ Zimbardo, P. G.他 (1973年)

過剰収容が権力関係の不均衡を悪化させ、暴力が生まれやすい雰囲気を作り出します。窮屈で刺激不足の環境に閉じ込められている被収容者は、刑務官からも他の被収容者からも心理操作や搾取を受けやすくなると考えられます。

(2) 職業倫理と職員の燃え尽き

職員の研修と職業倫理にも課題があります。モルディブの矯正職員は、人権規則、緊張緩和技法及び葛藤解決方法に関して限られた内容の研修しか受けていません。このように習熟不足のために、懲罰的手段に頼ることになり、不適正処遇の危険性が高まることにつながると考えられます。また、刑務所職員の賃金が低く労働環境が悪いと、不満を抱いたり、汚職に陥りやすくなったり、最終的に燃え尽きに至ったりする原因となることもあります。刑務官が経済的困難や慢性的ストレスを抱えていると、賄賂や不正持ち込みへの関与の誘惑に負けやすくなり、ますます制度の信頼を損なうことになりかねません。島々が地理的に分散しているという我が国の特性も、職員の行動の監督をより難しくしており、こうした課題をより困難にしています。

(3) 透明性、説明責任及び「傍観者の無関心」

最後に、モルディブの刑務所における透明性と説明責任の欠如によって、既存の法的枠組みの実効性が損なわれかねないという点を挙げます。秘密主義の文化があると、不適正処遇の加害者が責任を免れるおそれがあり、被収容者側には不服申立て手続の不十分さ、実効性のある通報窓口の欠如、拘禁による社会的スティグマが相まって、不適正処遇の通報をためらう状況が生まれます。こうしたスティグマは、被収容者の状況を自業自得だとみなしがちになり、過酷な処遇を容認させ、被収容者のために行動を起こすことをためらわせ、刑務官の間に「傍観者の無関心」を広める可能性があります。

(4) 秩序と安全の維持に関する困難

矯正施設内の秩序と安全の維持に関しては、モルディブならではの社会構造に起因する特有の課題もあります。被収容者と刑務官の中に個人的な知り合いがいることが多く、そのために違反行為があっても通報しにくいという状況が生まれやすいのです。刑務官は、知人による不適正処遇を認識しても、刑務所外への影響を恐れて通報することをためらうことがあります。同様に、被収容者は、他の被収容者に対する不適正処遇について、既存の人間関係のために、あるいは人間関係が緊密な刑務所内での報復を恐れて、通報することをためらうことがあります。こうした力学により、監督が行き届かない死角が生まれ、被収容者間の暴力が増える可能性が高まり、特に弱者の立場にある被収容者（性犯罪者など）が暴力にさらされやすくなることが考えられます。

7 解決策の提案

モルディブは島々が地理的に分散しているという特性から、被収容者に対する不適正

処遇や腐敗の撲滅に向けた取組において特有の課題に直面しています。主な課題に対処するための解決策として以下の項目を提案します。

(1) 監査の限界と過剰収容の解決

監査の強化のため、独立監査機関への資金投入を増やすことが極めて重要です。また、遠隔監視システムなどのテクノロジーの活用により、島々が分散していることによる地理上の課題克服が期待できます。過剰収容への対処には多角的なアプローチが必要です。暴力犯ではない犯罪者に関しては、拘禁に代わる量刑の選択肢を模索することが収容人数の減少に寄与すると期待できます。また、刑務所の収容定員の拡大計画への資金投入と再犯を減らすための更生プログラムを優先事項とすることも重要な取組となるでしょう。

(2) 職員への投資

人権、緊張緩和技法、葛藤解決方法及び腐敗対策に関する職員研修に投資することが極めて重要です。競争力のある賃金、より手厚い福利厚生及び精神的健康の支援プログラムを通じて労働条件を向上させることも、より職業倫理とレジリエンスの高い矯正施設職員を育てることに寄与すると期待できます。職員を定期的に島々間で異動させることも、事なかれ主義や違反者養護が生まれる余地をさらに減らすことに寄与すると考えられます。

(3) 被収容者のエンパワーメント

直通窓口、オンライン通報システム、窓口担当者の指定など匿名性と秘密が守られる通報窓口を設置することで、被収容者のエンパワーメントを進めることが重要です。透明性を高めるには、被収容者が不適正処遇を通報するための明確で利用しやすい不服申立て手続の整備が必要です。独立監査機関による定期的な監査を実施して報告書を公表することで、透明性をさらに高められると考えられます。拘禁による社会的スティグマを変えていくためには、被収容者を含めて人権が尊重される文化を醸成し、一般市民向け教育キャンペーンや地域社会におけるプログラムを通じて人々の意識を変えていくことが極めて重要です。

(4) 安全の強化

モルディブの地理的特性から、安全対策の強化が必要です。島の地域社会と刑務所当局の間の協力を促進することで、情報共有が活発化し、潜在的な脅威を特定しやすくなることを期待できます。職員や訪問者に対して、経歴チェックや抜き打ち検査など、より厳格な審査手順を導入することが重要です。また、監視カメラ、アクセス制御システム、不正物品持ち込み探知機などの技術的な解決策を模索することも刑務所内の監査と統制の強化につながります。このような的を絞った諸改革を実施することで、モルディブは職員も被収容者も尊厳をもって遇されるようなより人道的な、権利を尊重する刑務所に移行できるでしょう。

8 おわりに

モルディブ矯正局は、モルディブ人権委員会の報告書やモルディブ矯正局内部記録によって記録された被収容者に対する不適正処遇や腐敗とされる事例の件数が増加しているという深刻性が増している課題に直面しています。懸念されるこうした増加傾向に対して、不適正処遇防止のための強固な基盤として既存の法的枠組みが用意されていてもなおモルディブ矯正局による包括的な対応が必要になっています。そうした法的な保護の枠組みと、それらがモルディブ矯正局施設内の日常の実践に実効性のある形で具現化されているかという現状には落差があるのです。法的な保護の枠組みと現場での実践の落差を埋めるため、モルディブ矯正局は監査制度を積極的に強化し、不適正処遇と思われる事例を通報するための強力な通報制度を整備しなければなりません。さらに、モルディブ矯正局内に透明性と説明責任の文化を醸成することも、必要な精神的健康の支援策を刑務官に提供することも重要です。こうした取組が、被収容者に対する不適正処遇や腐敗の危険性の低減につながります。モルディブ矯正局はこうした解決策を積極的に導入することにより、モルディブにおけるより人道的で効果的な刑務所という制度の実現に向けた変革の道を歩むことができるでしょう。被収容者も職員も含めたすべての人の権利と尊厳の尊重が重視される制度となるはずです。